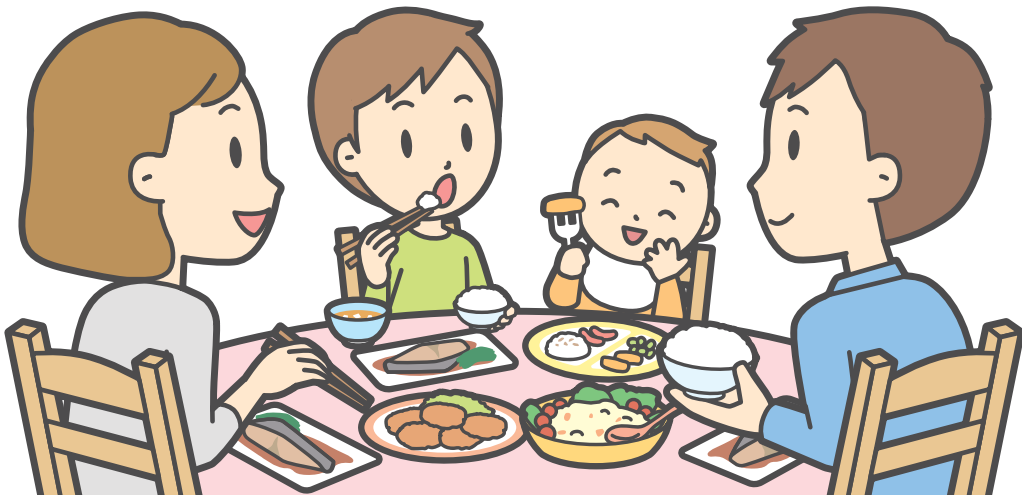


概要版

第4次横芝光町 地産地消・食育推進計画



千葉県 横芝光町
令和4年度～令和8年度

地産地消とは？

地域で生産されたものを地域で消費することや、その活動を通して生産者と消費者を結びつける取り組みのことです。



食育とは？

生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることです。

横芝光町の地産地消・食育の推進方針

横芝光町では幅広い町民の参加のもと「食」について学び、体験し、五感を育成するといった生涯にわたる教育として「食育」を推進するとともに、安全・安心な農林水産物の地域内消費を目的として「地産地消」を推進します。

地産地消・食育とSDGsとの関連性

SDGsとは持続可能でより良い世界の実現を目指す世界共通の17の目標のことで、地産地消・食育と関連性の高い目標もあります。当町でも目標の達成に向けた取り組みを推進していきます。

地産地消・食育と関連性が高い目標

目標 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

目標 4：すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

目標 12：持続可能な消費生産形態を確保する。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(画像出典：国際連合広報センター)

地産地消・食育推進のイメージ図

食を取り巻く
現状は？



【現 状】 ライフスタイルの多様化と社会環境の変化

- 単独世帯の増加
- 女性の社会進出
- 食の欧米化
- 食料自給率の低下
- 放射性物質の問題や家畜伝染病・残留農薬等の問題
- 食の外部化・簡素化
- 調理離れ
- 外食産業の発展
- 生活習慣病等の増加
- コロナ禍に伴う新たな日常



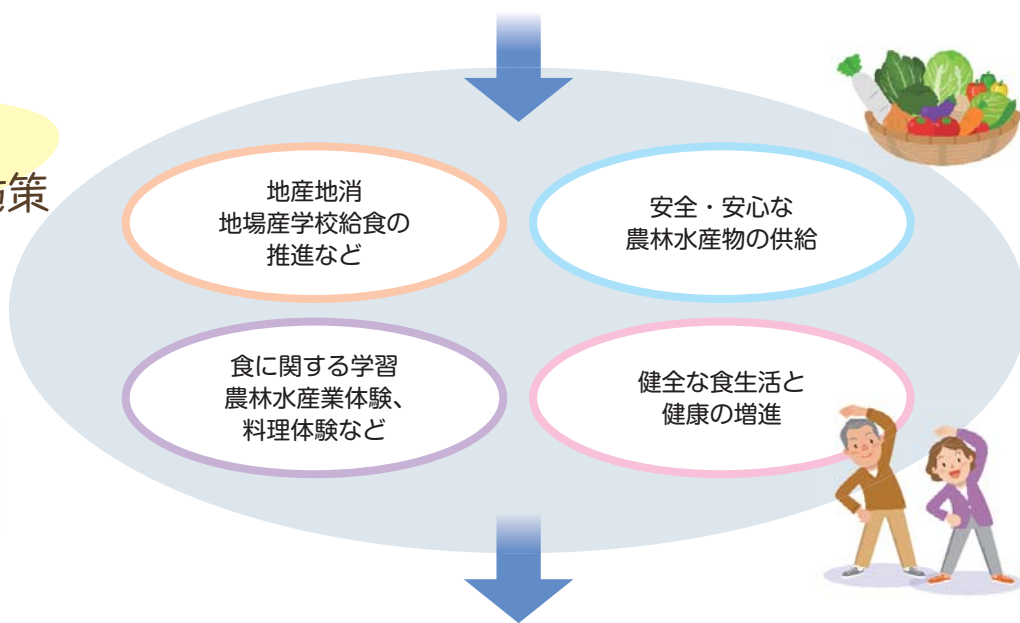
その課題は？



【課 題】 「食」に関する意識の低下・食習慣の乱れ

- 栄養バランスの崩れ
- 不規則な食生活
- 家庭での食育機能の低下
- 地域農業や地場産農林水産物の理解促進
- 食品の安全性の確保
- 食文化の伝承
- 食品の食べ残し等の食品ロス
- 地場産農林水産物の供給体制の確立

課題に
対応するための施策



施策を通して
目指す目標



【目 標】 楽しく食べる

町民一人ひとりが

- 自らの「食」について、考えて、実践する習慣を身につける。
- 食事を家族で楽しむ(6つの「こ食」^(*)の解消)。
- 地域に伝わる食文化の理解を深める。
- 生産者の顔が見える安全・安心な地産食材に関心を持ち、理解を深める。
- 自然の恵みや安全安心な食材の提供に対し、感謝の気持ちを持つ。

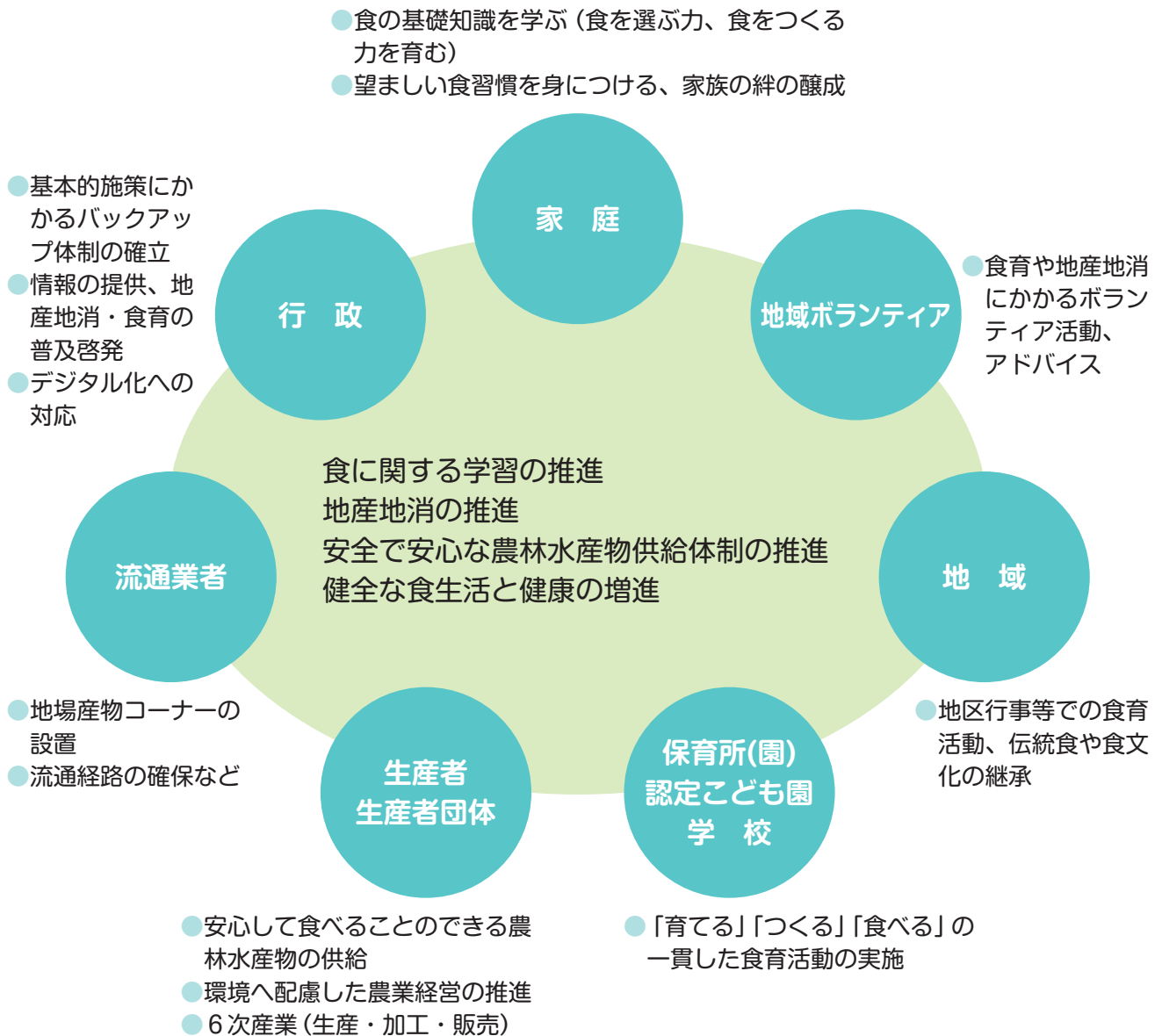


(*) 6つの「こ食」: 「孤食」独りで食べる、「個食」家族がばらばらなものを食べる、「固食」好きなものを食べる、「小食」食べる量が少ない、「粉食」粉物(パン、パスタや麺類など)ばかり食べる、「濃食」調理済み食品やファーストフードなど味の濃いものばかりを食べる。これら6つの「こ食」のこと。

地産地消・食育の推進体制

地産地消・食育の推進は、幅広い町民の参加のもとに、家庭を基礎として、地域ボランティア・学識経験者・生産者・消費者と学校・保育所（園）、認定こども園・健康づくりセンター等の各関係機関が十分連携しつつ、多様な活動を総合的に展開することが必要です。

地産地消・食育推進における連携体制イメージ



- 活動者（地域ボランティア）とは、食育ボランティアや食生活改善協議会等の皆さんのことを指します。
- 生産者団体とは、農林水産物及び農林水産物加工品の生産団体等のことを指します。
- 流通業者とは、スーパー、小売業者、直売所等のことを指します。
- 行政とは、千葉県や町健康こども課・教育課・社会文化課・産業課等の各関係部局のことを指します。

推進方針の実現のための4つの基本施策

基本施策1 食に関する学習の推進



よりよい食生活が送れるよう自ら考え、行動できるよう望ましい食習慣を身につけるとともに、「食」への関心や感謝の気持ちを高め、食事の適切なマナーや慣例などの習慣を身につけるための学習を推進します。

分野別方針

子どもへの食育の重要性

→よく噛んで味わって食べる、バランスのよい食事の定着、食事のマナーや感謝の気持ちを育む



家庭での食育の実施

→「日本型食生活」の中心となる「ごはん食」と朝ごはんの推進、家庭における食料品の備蓄の普及啓発



地域での食育の実施

→食生活改善推進委員等の地域ボランティアの育成、地域に伝わる郷土料理・伝承料理の啓発活動



保育所等での食育の実施

→発育、発達過程に応じた計画的な食事の提供・食育活動を通じた健康な心と体の育成



小中学校での食育の実施

→段階に応じた各教科での食に関する指導の推進



高校での食育の実施

→食生活の自立に向けた学習の充実



イベント等による食育の推進

→各種イベントを通じた食育啓発・地場産農畜産物への関心と生産者と消費者の交流の推進



基本施策 2 地産地消の推進

地産地消とは「地域で生産されたものを、その地域で消費する」ことをいいます。町では新鮮で栄養価の高い旬の地域食材を多く活用・供給できるよう努め、地域内消費を促進し、地域の食文化の理解や郷土精神を育むよう推進します。



●分野別方針

地産地消の重要性

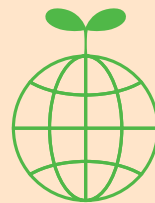
→生産者と消費者の「顔が見え、話ができる」関係をつくり、信頼関係の構築を図る

地域ブランドやご当地グルメの開発などを地域活性化策のひとつとして推進



地元産品の生産・販売振興

→担い手の確保・育成、ちばエコ農業、エコファーマー等環境にやさしい農業の推進



直売所、大型スーパー、小売店等による地場産農林水産物の流通

→スーパーマーケット等での地場産コーナー設置の普及

郷土料理・伝統料理の普及・啓発による地場産農林水産物の消費拡大



学校給食等での地場食材の活用

→小・中学生の安全・安心な学校給食の提供や給食指導等を通し、児童生徒への理解促進を図る



地産地消の情報収集と提供

→町の広報・パンフレット・町ホームページ等のインターネット・デジタルツールを活用した情報の発信



農業協同組合等集荷団体との連携

→農協等と連携し、食育活動の円滑化を図る



基本施策 3 安全で安心な農林水産物供給体制の推進

農林水産物の安全・安心な供給体制の確立を促進し、生産や衛生の管理体制の普及を図り、環境に配慮した生産への取り組みを支援、推進します。



●分野別方針

生産から食卓までの食品の安全の確保

→消費者の安全確保の取り組みとして、GAP や HACCP 方式等の導入の推進

人と環境に配慮した生産方法の導入

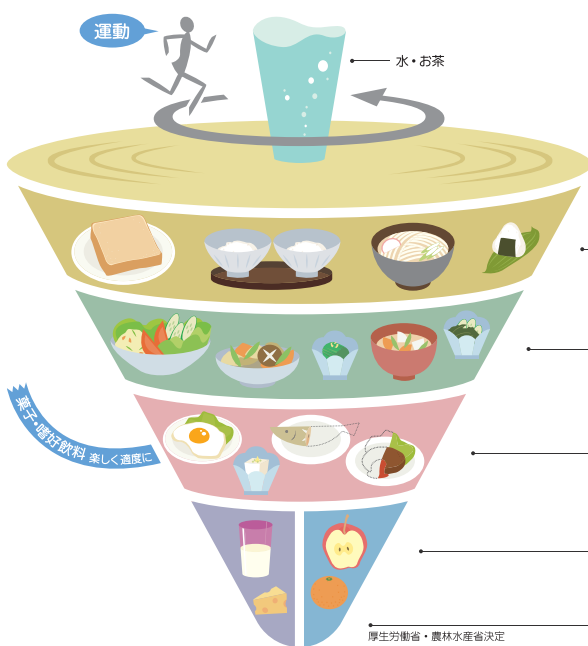
地域農産物の直売施設・加工施設の衛生管理体制の強化



消費者の信頼の確保

→各種イベントを通じた生産者と消費者の交流を図り「顔が見える」農業の推進

環境保全型農業の支援



食事 バランスガイド

あなたの食事は大丈夫？

1日分

想定エネルギー量
2,200kcal±200kcal (基本形)

5-7 主食(ごはん、パン、麺)
つ(SV) ごはん(中盛り)だったら4杯程度

5-6 副菜(野菜、きのこ、いも、海藻料理)
つ(SV) 野菜料理5皿程度

3-5 主菜(肉、魚、卵、大豆料理)
つ(SV) 肉・魚・卵・大豆料理から3皿程度

2 牛乳・乳製品
つ(SV) 牛乳だったら1本程度

2 果物
つ(SV) みかんだったら2個程度

料理例

1つ分 =	ごはん小盛り1杯	おにぎり1個	食パン1枚	ロールパン2個				
15つ分 =	ごはん中盛り1杯	うどん1杯	もりそば1杯	スパゲッティ				
1つ分 =	野菜サラダ	きゅうりとわかめの酢の物	長たくあん味噌汁	厚切り豚汁のお浸し	ほうろく豆腐のお浸し	ひじきの煮物	煮豆	きのこソテー
2つ分 =	野菜の煮物	野菜炒め	手の焼くころかし					
1つ分 =	味噌汁	納豆	目玉焼き1皿	焼き魚	鶏の天ぷら	まぐろとイカの刺身		
3つ分 =	ハンバーグステーキ	豚肉のしょうが焼き	鶏肉のから揚げ					
1つ分 =	牛乳コップ半分	チーズ1かけ	スライスチーズ1枚	ヨーグルト1パック	牛乳瓶1本分			
1つ分 =	みかん1個	りんご半分	かき1個	梨半分	ぶどう半房	桃1個		

※SVとはサービング(食事の提供量の単位)の略

基本施策 4 健全な食生活と健康の増進

健全な食生活が送れるよう各ライフステージに応じた普及啓発を図り、生涯にわたり健康の維持・増進を図れるよう推進します。



● 分野別方針

食と健康づくり

→「食」を通じて健康づくりに関心をもち、自らの健康管理ができるようにサポートしていくため、広報・事業等で情報提供
メタボリックシンドロームの予防等を中心に健康づくりの知識の普及・啓発



ライフステージごとの取り組みの推進

→町と食生活改善協議会が連携し、ライフステージごとに健康と食生活に関する正しい知識の普及と生活習慣病予防の啓発活動の実施

妊娠前からの適切な食生活の重要性や妊婦等を対象とした生活習慣の改善に関する健康教育、栄養指導等の保健指導の実施

母乳育児や離乳食の進め方など、子育てを行っている家庭に対する食生活に関する情報提供や指導の実施

家庭や学校と協力し、学童期や思春期を対象とした小児生活習慣病予防の実施

成人期を対象とした適正な食生活と生活習慣に関する情報の提供や健康教育の実施

栄養量を確保できるように高齢期の適正な食生活についての普及

全世代において健康な歯や口腔づくりの推進

